

小平市建築基準法施行細則第14条の規定による調査の項目等の一部改正新旧対照表

<該当条項抜粋>

新						旧					
敷地及び地盤		ア 調査項目		イ 調査方法	ウ 判定基準			ア 調査項目		イ 調査方法	ウ 判定基準
	1	(1)	(略)	(略)	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	(略)	1	(1)	(略)	(略)	目視 _____

				範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	
	(15)	(略)	(略)	目視等又は必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(略)
	(16)	(略)	(略)	目視等 により確認する。	(略)
	(17)		(略)	目視等及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
2 建築物の外部	(1)	(略)	(略)	目視等及び建具の開閉具合等により確認する。	(略)
	(2)		(略)	目視等により確認する。	(略)
	(3)	(略)	(略)	目視等及び建具の開閉具合等により確認する。	(略)
	(4)		(略)	目視等及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
	(5)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(6)	)	(略)	目視等 により確認する。	(略)
	(7)		(略)	目視等 により確認する。	(略)
	(8)		(略)	目視等 により確認する。	(略)

				範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	
	(15)	(略)	(略)	目視 又は必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(略)
	(16)	(略)	(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	(略)
	(17)		(略)	目視 及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
2 建築物の外部	(1)	(略)	(略)	目視 及び建具の開閉具合等により確認する。	(略)
	(2)		(略)	目視 により確認する。	(略)
	(3)	(略)	(略)	目視 及び建具の開閉具合等により確認する。	(略)
	(4)		(略)	目視 及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
	(5)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(6)	)	(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	(略)
	(7)		(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	(略)
	(8)		(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	(略)

		(9)		(略)	目視等	(略)			(9)		(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	(略)	
		(10)		(略)	目視等	(略)			(10)		(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	(略)	
		(11)	(略)	(略)	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等（無人航空機による赤外線調査であって、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。）により確認し、その他の部分は目視等	(略)			(11)	(略)	(略)	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等（無人航空機による赤外線調査であって、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。）により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあつては、全面打診等（落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。以下この項において同じ。）により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後又は全面打診等を実施した後１０年を超え	(略)	

			、最初に実施する定期調査等にあつては、全面打診等により確認する（３年以内に実施された全面打診等の結果を確認する場合、３年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。					、最初に実施する定期調査等にあつては、全面打診等により確認する（３年以内に実施された全面打診等の結果を確認する場合、３年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。			
(12)		(略)	目視等 _____ により確認する。	(略)	(12)	(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	(略)			
(13)		(略)	目視等 _____ により確認する。	(略)	(13)	(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	(略)			
(14)		(略)	目視等 _____ により確認する。	(略)	(14)	(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	(略)			
(15)		(略)	目視等 _____ 又は 開閉により確認する。	(略)	(15)	(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。	(略)			
(16)		(略)	(略)	(略)	(16)	(略)	(略)	(略)			
(17)		(略)	目視等 _____ により確認する。	(略)	(17)	(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	(略)			
(18)		(略)	目視等 _____ 又は 手の届く範囲をテ	(略)	(18)	(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテ	(略)			

				ストハンマーによる打診等により確認する。	
3	(1)	(略)	(略)	目視等により確認する。	(略)。
屋上及び屋根	(2)	(略)	(略)	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
	(3)		(略)	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
	(4)		(略)	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
	(5)		(略)	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
	(6)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(7)		(略)	目視等 又は テストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
	(8)	(略)	(略)	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
	(9)		(略)	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)。

				ストハンマーによる打診等により確認する。	
3	(1)	(略)	(略)	目視 により確認する。	(略)
屋上及び屋根	(2)	(略)	(略)	目視 及びテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
	(3)		(略)	目視 及びテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
	(4)		(略)	目視 及びテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
	(5)		(略)	目視 及びテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
	(6)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(7)		(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
	(8)	(略)	(略)	目視 及びテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
	(9)		(略)	目視 及びテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)

4 建築物の内部	(1)から(4)まで	(略)	(略)	(略)	(略)
	(5)		(略)	(略)	(略)
	(6)		(略)	目視等により確認する。	(略)
	(7)	(略)	(略)	目視等	(略)
	(8)			により確認する。	
	(9)		(略)	目視等	(略)
	(10)			により確認する。	
	(11)		(略)	目視等	(略)
	(12)			により確認する。	
	(13)	(略)	(略)	目視等により確認する。	(略)
	(14)		(略)	設計図書等により確認し、法第12条第1項の規定に基づく調査以後に法第6条第1項の規定に基づく確認を要しない規模の修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあつては、点検口等から目視等により確認	(略)

4 建築物の内部	(1)から(4)まで	(略)	(略)	(略)	(略)
	(5)		(略)	(略)	(略)
	(6)		(略)	目視 により確認する。	(略)
	(7)	(略)	(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	(略)
	(8)			必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	
	(9)		(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	(略)
	(10)			必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	
	(11)		(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	(略)
	(12)			必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	
	(13)	(略)	(略)	目視 により確認する。	(略)
	(14)		(略)	設計図書等により確認し、法第12条第1項の規定に基づく調査以後に法第6条第1項の規定に基づく確認を要しない規模の修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあつては、点検口等から目視 により確認	(略)

			する。	
(15)		(略)	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から <u>目視等</u> により確認する。	(略)
(16)		(略)	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から <u>目視等</u> により確認する。	(略)
(17)		(略)	(略)	(略)
(18)	(略)	(略)	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
(19)		(略)	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
(20)		(略)	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
(21)		(略)	(略)	(略)
(22)		(略)	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
(23)		(略)	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から <u>目視等</u> により確認する。	(略)
(24)	(略)	(略)	(略)	(略)

			する。	
(15)		(略)	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から <u>目視</u> により確認する。	(略)
(16)	(略)	(略)	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から <u>目視</u> により確認する。	(略)
(17)	(略)	(略)	(略)	(略)
(18)	(略)	(略)	<u>目視</u> により確認する。	(略)
(19)		(略)	<u>目視</u> により確認する。	(略)
(20)		(略)	<u>目視</u> により確認する。	(略)
(21)		(略)	(略)	(略)
(22)	(略)	(略)	<u>目視</u> により確認する。	(略)
(23)		(略)	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、 <u>点検口等から目視</u> により確認する。	(略)
(24)	(略)	(略)	(略)	(略)

		略)		
(25)		(略)	目視等 又は テストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
(26)		(略)	目視等 により確認する。	(略)
(27)	防火設備 (防火扉、防火シャッター	(略)	目視等及び設計図書等により確認する。	(略)
(28)	その他これらに類するものに限る。	(略)	目視等及び設計図書等により確認する。	(略)
(29)	以下この表において同じ。)又は戸 (令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。以下この表において同じ。)	(略)	常時閉鎖した状態にある防火扉 にあつては、各階の主要な常閉防火扉等の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつて	(略)

		略)		
(25)		(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
(26)		(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	(略)
(27)	防火設備 (防火扉、防火シャッター	(略)	目視 及び設計図書等により確認する。	(略)。
(28)	その他これらに類するものに限る。	(略)	目視 及び設計図書等により確認する。	(略)
(29)	以下この表において同じ。)又は戸 (令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。以下この表において同じ。)	(略)	常時閉鎖した状態にある防火扉又は戸 (以下「常閉防火扉等」という) にあつては、各階の主要な常閉防火扉等の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつて	(略)

			は、当該記録により確認すること で足りる。				は、当該記録により確認すること で足りる。		
	(30)	(略)	目視等及び設計図書等により確認する。	(略)		(30)	目視 により確認する。	(略)	
	(31)	常時閉鎖若しくは作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	常時閉鎖若しくは作動した状態にある防火設備若しくは戸の劣化又は損傷により遮炎性能若しくは遮煙性能 に支障があること。		(31)	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	常閉防火設備等の変形 又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令第112条第19項第2号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備等に限る）に支障があること。
	(32)	各階の主要な常時閉鎖若しくは作動した状態にある防火設備又は戸の閉鎖若しくは作動の状況	各階の主要な常時閉鎖若しくは作動した状態にある防火設備又は戸の閉鎖若しくは作動を確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認すること で足りる。	各階の主要な常時閉鎖若しくは作動した状態にある防火設備又は戸が閉鎖若しくは作動しないこと。		(32)	常閉防火設備等 の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備等 の閉鎖又は作動を確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認すること で足りる。	常閉防火設備等 が閉鎖又は作動しないこと。
	(33)	常時閉鎖若しくは作動した状態にある防火設備又は戸の	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により常時閉鎖若しくは作動した状態にある防火		(33)	常閉防火設備等 の	目視により確認する。	物品が放置されていることにより常閉防火設備等

			閉鎖若しくは作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況		設備又は戸の閉鎖若しくは作動に支障があること。	
(34)			常時閉鎖した状態にある防火扉又は戸の固定の状況	目視等により確認する。	常時閉鎖した状態にある防火扉又は戸が開放状態に固定されていること。	
(35)			各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉の取付の状況	各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉の取付の状況を目視等又は触診により確認する。	各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉の取付けが堅固でないこと。	
(36)	(略)	(略)	目視等	(略)	(略)	
			により確認し又は触診により確認する。			
(37)	(略)	(略)	目視等及び設計図書等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づく点	(略)	(略)	

			閉鎖又は作動の障害となる物品の放置		の閉鎖又は作動に支障があること。	
			の状況			
(34)			常閉防火設備等	目視により確認する。	常閉防火設備等	
			の固定の状況		が開放状態に固定されていること。	
(35)	(略)	(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。	(略)	(略)	
(36)			防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視により確認する。	防火設備又は戸の閉鎖に支障があること。	
(37)	(略)	(略)	目視及び設計図書等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づく点	(略)	(略)	

			検（以下「消防法に基づく点検」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
(38)		(略)	目視等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	(略)
(39)	スプリンクラー設備(令和6年国土交通省告示第284号第1第1号又は第2号ニに規定	スプリンクラー設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	火災の感知若しくは散水のために必要な設備が設置されていないこと又は設備の周囲の状況により火災の感知若しくは散水に支障があること。
(40)	するスプリンクラー設備)	スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	スプリンクラーヘッドに著しい腐食、変形、損傷等があること。
(41)	(略)	(略)	(略)	(略)
(42)		(略)	目視等により確認	(略)

			検（以下「消防法に基づく点検」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
(38)		(略)	目視により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	(略)
(39)	(略)	(略)	(略)	(略)
(40)		(略)	目視により確認	(略)

			する。	
	(43)	(略)	(略)	(略)
	(44)	(略)	(略)	(略)
	(45)	換気の妨げとなる物品の放置の状況（自然換気設備に限る。）	(略)	(略)
	(46)	(略)	(略)	(略)
	(47)	(略)	(略)	(略)
	(48)	(略)	目視等 により確認する。	(略)
	(49)	(略)	目視等 により確認する。	(略)
5 避難施設等	(1)	(略)	(略)	(略)
	(2)	(略)	(略)	(略)
	(3)	(略)	(略)	(略)
	(4)	(略)	目視等により確認する。	(略)
	(5)	(略)	目視等及び設計図書等により確認す	(略)

			する。	
	(41)	(略)	(略)	(略)
	(42)	(略)	(略)	(略)
	(43)	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項の規定に基づく検査（以下「定期検査」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することにより足りる。	換気設備が作動しないこと。
	(44)	換気の妨げとなる物品の放置の状況	(略)	(略)
	(45)	(略)	(略)	(略)
	(46)	(略)	(略)	(略)
	(47)	(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	(略)
	(48)	(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	(略)
5 避難施設等	(1)	(略)	(略)	(略)
	(2)	(略)	(略)	(略)
	(3)	(略)	(略)	(略)
	(4)	(略)	目視により確認する。	(略)
	(5)	(略)	目視 及び設計図書等により確認す	(略)

			第3項を適用するものに限る。)		
(12)			(略)	目視等及び作動により確認する。	(略)
(13)	(略)	(略)	(略)	目視等及び設計図書等により確認する。	(略)
(14)			(略)	(略)	(略)
(15)			(略)	目視等により確認する。	(略)
(16)			(略)	目視等により確認する。	(略)
(17)			(略)	目視等、触診及び設計図書等により確認する。	(略)
(18)		(略)	(略)	目視等及び設計図書等により確認する。	(略)
(19)		(略)	(略)	目視等及び設計図書等により確認する。	(略)
(20)			(略)	目視等及び設計図書等により確認する。	(略)
(21)		(略)	(略)	(略)	(略)
(22)		(略)	(略)	目視等及び設計図書等により確認する。	(略)

(12)			(略)	目視 及び作動により確認する。	(略)
(13)	(略)	(略)	(略)	目視 及び設計図書等により確認する。	(略)
(14)			(略)	(略)	(略)
(15)			(略)	目視 により確認する。	(略)
(16)			(略)	目視 により確認する。	(略)
(17)			(略)	目視、触診、設計図書等により確認する。	(略)
(18)		(略)	(略)	目視 及び設計図書等により確認する。	(略)
(19)		(略)	(略)	目視 及び設計図書等により確認する。	(略)
(20)			(略)	目視 及び設計図書等により確認する。	(略)
(21)		(略)	(略)	(略)	(略)
(22)		(略)	(略)	目視 及び設計図書等により確認する。	(略)
(23)			付室等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあつては、当該記録によ	排煙設備が作動しないこと。

(23)		(略)	目視等及び作動により確認する。	(略)
(24)		(略)	目視等により確認する。	(略)
(25)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26)		(略)	目視等により確認する。	(略)
(27)	(略)	(略)	目視等及び設計図書等により確認する。	(略)
(28)		(略)	目視等により確認するとともに、開閉を確認する。	(略)
(29)	(略)	(略)	目視等及び設計図書等により確認する。	(略)

			り確認することで足りる。	
(24)		(略)	目視 及び作動により確認する。	(略)
(25)		(略)	目視 により確認する。	(略)
(26)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27)		(略)	目視 により確認する。	(略)
(28)	(略)	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。
(29)		(略)	目視 及び設計図書等により確認する。	(略)
(30)	(略)	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
(31)		(略)	目視 により確認するとともに、開閉を確認する。	(略)
(32)	(略)	(略)	目視 及び設計図書等により確認する。	(略)

		(30)	(略)	目視等により確認する。	(略)			(33)	(略)	目視 により確認する。	(略)
		(31)	(略)	令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー（以下「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	(略)		(34)	(略)	目視 及び設計図書等により確認する。	(略)
		(32)	(略)		目視等及び設計図書等により確認する。	(略)		(35)	(略)	目視 及び設計図書等により確認する。	(略)
								(36)	乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。	排煙設備が作動しないこと。
		(33)	(略)		目視等により確認するとともに、開閉を確認する。	(略)		(37)	(略)	目視 により確認するとともに、開閉を確認する。	(略)
		(34)	(略)		目視等により確認する。	(略)		(38)	(略)	目視 により確認する。	(略)
								(39)	非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては	非常用エレベーターが作動しないこと。

	(35)		(略)	目視等及び設計図書等により確認する。	(略)
6 その他	(1)から(5)まで	(略)	(略)	(略)	(略)
	(6)		(略)	目視等により確認する。	(略)
	(7)		(略)	(略)	(略)
	(8)		(略)	目視等により確認する。	(略)
	(9)	(略)	(略)	目視等 により確認する。 ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合 にあっては、当該記録により確認すること で足りる。	(略)
	(10)		(略)	目視等	(略)

				当該記録により確認すること で足りる。	
	(40)	(略)	(略)	目視 及び設計図書等により確認する。	(略)
	(41)		非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認すること で足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。
	(42)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
6 その他	(1)から(5)まで	(略)	(略)	(略)	(略)
	(6)		(略)	目視 により確認する。	(略)
	(7)		(略)	(略)	(略)
	(8)		(略)	目視 により確認する。	(略)
	(9)	(略)	(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認すること で足りる。	(略)
	(10)		(略)	必要に応じて双眼	(略)

				により確認する。 ただし、３年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することでする。	
(11)		(略)	(略)	目視等により確認するとともに、３年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認する。	(略)
(12)			(略)	目視等により確認する。ただし、３年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することでする。	(略)
(13)	(略)		(略)	目視等 により確認する。	(略)
(14)	(略)	(略)	(略)	目視等 により確認する。	(略)
(15)			(略)	目視等 により確認する。	(略)
(16)		(略)	(略)	目視等 により確認する。	(略)
(17)			(略)	目視等	(略)

				鏡等を使用し目視により確認する。 ただし、３年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することでする。	
(11)		(略)	(略)	目視 により確認するとともに、３年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認する。	(略)
(12)			(略)	目視 により確認する。ただし、３年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することでする。	(略)
(13)	(略)		(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	(略)
(14)	(略)	(略)	(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	(略)
(15)			(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	(略)
(16)		(略)	(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	(略)
(17)			(略)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	(略)

				により確認する。	
(18) 及び (19)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別記様式(第12条関係)

その1 別紙

その2 (略)

その3 別紙

その4 別紙

その5 別紙

その6 別紙

別添1 別紙

別添2 (略)

				により確認する。	
(18) 及び (19)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別記様式(第12条関係)

その1 別紙

その2 (略)

その3 別紙

その4 別紙

その5 別紙

その6 別紙

別添1 別紙

別添2 (略)

調査結果表

当該調査に関与した調査者				氏 名		調査者番号				
		代表となる調査者								
		その他の調査者								
番号	調 査 項 目			適用の有無	調査結果等					担当調査者番号
					指摘なし	要是正	既存不適格	特記事項	要是正事項 (既存不適格を含む。) 又は特記事項 の具体的内容	
1	敷地及び地盤									
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況								
(2)	敷地	敷地内排水の状況								
(3)	敷地内の通路等	敷地内の通路等の確保の状況								
(4)		有効幅員の確保の状況								
(5)		敷地内の通路等の支障物の状況								
(6)	共同住宅等の主要な出入口からの通路等	通路等の確保の状況								
(7)	入口からの通路等	通路等の支障物の状況								
(8)	窓先空地及び屋外通路	窓先空地又は窓先の空間の確保の状況								
(9)		窓先空地から道路等に至るまでの屋外通路又は窓先の空間に面するバルコニー等から通ずる直通階段から道路等に至るまでの屋外通路の確保の状況								
(10)		窓先空地若しくは窓先空地から道路等に至るまでの屋外通路等又は窓先の空間若しくは窓先の空間に面するバルコニー等から通ずる直通階段から道路等に至るまでの屋外通路等の支障物の状況								
(11)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況								
(12)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況								
(13)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況								
(14)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況								
(15)	がけ	がけの安全上の支障の状況								
(16)	敷地に直接設置した広告塔及び広告板	広告塔及び広告板本体の劣化及び損傷の状況								
(17)	塔及び広告板	支持部分等の劣化及び損傷の状況								
その他の特記事項										
2	建築物の外部									
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況								
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況								
(3)	土台(木造に限る。)	土台の沈下等の状況								
(4)		土台の劣化及び損傷の状況								
(5)	外壁	く体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況							
(6)			木造の外壁く体の劣化及び損傷の状況							
(7)			組積造の外壁く体の劣化及び損傷の状況							
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁く体の劣化及び損傷の状況							

その3

(12)	壁の室内に面する部分	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)	準耐火性能等の確保の状況							
(13)			部材の劣化及び損傷の状況							
(14)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況							
(15)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況							
(16)			令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況						
(17)		令第128条の5各項等に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況							
(18)	床	く体等	木造の床く体の劣化及び損傷の状況							
(19)			鉄骨造の床く体の劣化及び損傷の状況							
(20)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床く体の劣化及び損傷の状況							
(21)		耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	準耐火性能等の確保の状況							
(22)			部材の劣化及び損傷の状況							
(23)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況							
(24)	天井	令第128条の5各項等に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況							
(25)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況							
(26)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況							
(27)	防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。以下この表において同じ。)	又は戸(令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。以下この表において同じ。)	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況							
(28)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況							
(29)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況							
(30)			防火扉又は戸の開放方向							
(31)			常時閉鎖若しくは作動した状態にある防火設備又は戸の本体と枠の劣化及び損傷の状況							
(32)			各階の主要な常時閉鎖若しくは作動した状態にある防火設備又は戸の閉鎖若しくは作動の状況							
(33)			常時閉鎖若しくは作動した状態にある防火設備又は戸の閉鎖若しくは作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況							
(34)			常時閉鎖した状態にある防火扉又は戸の固定の状況							
(35)		各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉の取付の状況								
(36)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況							
(37)	警報設備		警報設備の設置の状況							
(38)			警報設備の劣化及び損傷の状況							
(39)	スプリンクラー設備(令和6年国土交通省告示第284号第1第1号又は第2号ニに規定するスプリンクラー設備)		スプリンクラー設備の設置の状況							
(40)			スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況							
(41)	居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況							
(42)			採光の妨げとなる物品の放置の状況							
(43)			換気のための開口部の面積の確保の状況							
(44)			換気設備の設置の状況							
(45)			換気の妨げとなる物品の放置の状況(自然換気設備に限る。)							

その 4

(46)		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの(以下「吹付け石綿等」という。)の使用の状況							
(47)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿等の劣化の状況							
(48)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況							
(49)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況							
その他の特記事項									
5	避難施設等								
(1)	令第120条第2項に規定する通路等	令第120条第2項に規定する通路等の確保の状況							
(2)	廊下	幅の確保の状況							
(3)		行き止まり廊下の状況							
(4)		物品の放置の状況							
(5)	出入口等	出入口等の確保の状況							
(6)		物品の放置の状況							
(7)	屋上広場	屋上広場の確保の状況							
(8)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニー及び避難上有効なバルコニーから直通階段まで安全に避難できる避難経路(都条例第19条第3項を適用するものに限る。)の確保の状況							
(9)		手すり等の劣化及び損傷の状況							
(10)		物品の放置の状況							
(11)		避難器具等の設置の状況及び器具等から直通階段まで安全に避難できる避難経路の確保の状況(都条例第19条第3項を適用するものに限る。)							
(12)		避難器具の操作性の確保の状況							
(13)	階段	階段	直通階段の設置の状況						
(14)			幅の確保の状況						
(15)			手すりの設置の状況						
(16)			物品の放置の状況						
(17)			階段各部の劣化及び損傷の状況						
(18)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況						
(19)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況						
(20)			開放性の確保の状況						
(21)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況						
(22)			付室等の排煙設備の設置の状況						
(23)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況						
(24)			物品の放置の状況						
(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況						
(26)			防煙壁の劣化及び損傷の状況						
(27)		排煙設備	排煙設備の設置の状況						
(28)			排煙口の維持保全の状況						

その5

(29)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況								
(30)			非常用の進入口等の維持保全の状況								
(31)		非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況								
(32)			乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況								
(33)			乗降ロビー等の付室の外気に向かって開くことができる窓の状況								
(34)			物品の放置の状況								
(35)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況								
	その他の特記事項										
6	その他										
(1)	地下街等	地下街又は地下道に面する建築物の地下の部分	防火区画								
(2)			地下の構え又は地下道に面する建築物の地下の部分と地下道との関係								
(3)			地下道の直通階段の確保の状況								
(4)			地下の構えの各部分から地下道等までの歩行距離の状況								
(5)			地下道の地上への開放性の確保の状況								
(6)			物品の放置の状況								
(7)		地下道に面する建築物の地下の部分	階段ホールの構造及び幅								
(8)		物品の放置の状況									
(9)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況								
(10)			膜張力及びケーブル張力の状況								
(11)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る。)								
(12)			上部構造の可動の状況								
(13)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況								
(14)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況								
(15)				附帯金物の劣化及び損傷の状況							
(16)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況								
(17)				附帯金物の劣化及び損傷の状況							
(18)	自動回転ドア(都条例第8条の7の規定に適合するものであり、かつ、自動回転ドアとして通常使用している場合に限る。)	構造	併設する自動式引き戸及び駆け込み防止柵等の危険防止装置の設置の状況								
(19)		作動の状況	自動回転ドアの作動の状況								

その6

その他確認事項				
法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無 ☐ 有（ 階） ☐ 無				
改善予定状況等				
番号	調査項目		改善策の具体的内容又は改善できない理由	改善(予定)年月
	中項目	小項目		

注

- この書類は、建築物ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 都条例とは、東京都建築安全条例のことをいう。
- 「当該調査に関与した調査者」欄は、小平市建築基準法施行細則別記様式第20号第1面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は記入不要です。
- 「適用の有無」欄は、該当する調査項目について○印を記入してください。
- 「調査結果等」欄は、別表(ア)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- 「調査結果等」欄のうち「要是正」欄は、別表(ア)欄に掲げる調査項目について(ウ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「調査結果等」欄のうち「特記事項」欄は、別表(ア)欄に掲げる調査項目について、要是正の指摘がない場合でも特記すべき事項がある場合に、○印を記入してください。
- 「調査結果等」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥又は⑦いずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- 「調査結果等」欄のうち「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「調査結果等欄」のうち「要是正事項(既存不適格を含む。)又は特記事項の具体的内容」欄は、当該調査項目について「要是正」又は「特記事項」欄に○印を記入した場合に、その具体的内容を記入してください。
- 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入不要です。
- 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備(防火ダンパーを除く。)の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- 「改善予定状況等」欄は、調査の結果、要是正の指摘又は特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容又は改善できない理由」欄にその内容を記入するとともに、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。また、改善できない理由がある場合には「改善策の具体的内容又は改善できない理由」欄にその内容を記入してください。
- 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む。)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- 要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。
- 付近見取図を添付してください。

注 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。

番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)まで	敷地内の通路等
(6)及び(7)	共同住宅等の主要な出入り口からの通路等
(8)から(10)まで	窓先空地及び屋外通路
(11)及び(12)	塀
(13)及び(14)	擁壁
(15)	がけ
(16)及び(17)	敷地に直接設置した広告塔及び広告板
2	建築物の外部
(1)及び(2)	基礎
(3)及び(4)	土台（木造に限る。）
(5)から(18)まで	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面
(2)から(5)まで	屋上周り（屋上面を除く。）
(6)及び(7)	屋根
(8)及び(9)	機器及び工作物（冷却塔設備等）
4	建築物の内部
(1)から(6)まで	防火区画
(7)から(17)まで	壁の室内に面する部分
(18)から(23)まで	床
(24)から(26)まで	天井
(27)から(35)まで	防火設備又は戸
(36)	照明器具、懸垂物等
(37)及び(38)	警報設備
(39)及び(40)	スプリンクラー設備
(41)から(45)まで	居室の採光及び換気
(46)から(49)まで	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第 1 2 0 条第 2 項に規定する通路等
(2)から(4)まで	廊下
(5)及び(6)	出入口等
(7)	屋上広場
(8)から(12)まで	避難上有効なバルコニー
(13)から(24)まで	階段
(25)から(28)まで	排煙設備等
(29)から(35)まで	その他の設備等
6	その他
(1)から(8)まで	地下街等
(9)から(12)まで	特殊な構造等
(13)	避雷設備
(14)から(17)まで	煙突
(18)及び(19)	自動回転ドア

調査結果表

当該調査に関与した調査者			氏 名	調査者番号					
	代表となる調査者								
	その他の調査者								
番号	調 査 項 目		適用の有無	調査結果等					担当調査者番号
				指摘なし	要是正	既存不適格	特記事項	要是正事項 (既存不適格を含む。) 又は特記事項 の具体的内容	
1	敷地及び地盤								
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況							
(2)	敷地	敷地内排水の状況							
(3)	敷地内の通路等	敷地内の通路等の確保の状況							
(4)		有効幅員の確保の状況							
(5)		敷地内の通路等の支障物の状況							
(6)	共同住宅等の主要な出入口								
(7)	からの通路等								
(8)	窓先空地及び屋外通路	窓先空地の確保の状況							
(9)		窓先空地から道路等に至るまでの屋外通路の確保の状況							
(10)		窓先空地又は窓先空地から道路等に至るまでの屋外通路等の支障物の状況							
(11)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況							
(12)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況							
(13)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況							
(14)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況							
(15)	がけ								
(16)	敷地に直接設置した広告塔及び広告板	広告塔及び広告板本体の劣化及び損傷の状況							
(17)		支持部分等の劣化及び損傷の状況							
その他の特記事項									
2	建築物の外部								
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況							
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況							
(3)	土台(木造に限る。)	土台の沈下等の状況							
(4)		土台の劣化及び損傷の状況							
(5)	外壁	く体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況						
(6)			木造の外壁く体の劣化及び損傷の状況						
(7)			組積造の外壁く体の劣化及び損傷の状況						
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁く体の劣化及び損傷の状況						

その3

(12)	壁の室内に面する部分	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)	準耐火性能等の確保の状況								
(13)			部材の劣化及び損傷の状況								
(14)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況								
(15)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況								
(16)			令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況								
(17)		令第128条の5各項等に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況								
(18)	床	く体等	木造の床く体の劣化及び損傷の状況								
(19)			鉄骨造の床く体の劣化及び損傷の状況								
(20)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床く体の劣化及び損傷の状況								
(21)		耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	準耐火性能等の確保の状況								
(22)			部材の劣化及び損傷の状況								
(23)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況								
(24)	天井	令第128条の5各項等に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況								
(25)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況								
(26)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況								
(27)	防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。)	又は戸	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況								
(28)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況								
(29)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況								
(30)			防火扉又は戸の開放方向								
(31)			常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸(以下「常閉防火設備等」という。)の本体と枠の劣化及び損傷の状況								
(32)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況								
(33)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況								
(34)			常閉防火扉等の固定の状況								
(35)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況								
(36)			防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況								
(37)	警報設備		警報設備の設置の状況								
(38)			警報設備の劣化及び損傷の状況								
(39)	居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況								
(40)			採光の妨げとなる物品の放置の状況								
(41)			換気のための開口部の面積の確保の状況								
(42)			換気設備の設置の状況								
(43)			換気設備の作動の状況								
(44)			換気の妨げとなる物品の放置の状況								

その4

(45)		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの(以下「吹付け石綿等」という。)の使用の状況								
(46)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿等の劣化の状況								
(47)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況								
(48)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況								
	その他の特記事項									
5	避難施設等									
(1)	令第120条第2項に規定する通路等	令第120条第2項に規定する通路等の確保の状況								
(2)	廊下	幅の確保の状況								
(3)		行き止まり廊下の状況								
(4)		物品の放置の状況								
(5)	出入口等	出入口等の確保の状況								
(6)		物品の放置の状況								
(7)	屋上広場	屋上広場の確保の状況								
(8)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況								
(9)		手すり等の劣化及び損傷の状況								
(10)		物品の放置の状況								
(11)		避難器具等の設置の状況								
(12)		避難器具の操作性の確保の状況								
(13)	階段	階段	直通階段の設置の状況							
(14)			幅の確保の状況							
(15)			手すりの設置の状況							
(16)			物品の放置の状況							
(17)			階段各部の劣化及び損傷の状況							
(18)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況							
(19)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況							
(20)			開放性の確保の状況							
(21)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況							
(22)			付室等の排煙設備の設置の状況							
(23)			付室等の排煙設備の作動の状況							
(24)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況							
(25)			物品の放置の状況							
(26)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況							
(27)			防煙壁の劣化及び損傷の状況							
(28)			可動式防煙壁の作動の状況							
(29)		排煙設備	排煙設備の設置の状況							
(30)			排煙設備の作動の状況							
(31)			排煙口の維持保全の状況							

その5

(32)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況									
(33)			非常用の進入口等の維持保全の状況									
(34)		非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況									
(35)			乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況									
(36)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況									
(37)			乗降ロビー等の外気に向かって開くことができる窓の状況									
(38)			物品の放置の状況									
(39)			非常用エレベーターの作動の状況									
(40)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況									
(41)			非常用の照明装置の作動の状況									
(42)			照明の妨げとなる物品の放置の状況									
その他の特記事項												
6	その他											
(1)	地下街等	地下街又は地下道に面する建築物の地下の部分	防火区画									
(2)			地下の構え又は地下道に面する建築物の地下の部分と地下道との関係									
(3)			地下道の直通階段の確保の状況									
(4)			地下の構えの各部分から地下道等までの歩行距離の状況									
(5)			地下道の地上への開放性の確保の状況									
(6)			物品の放置の状況									
(7)	地下道に面する建築物の地下の部分	階段ホールの構造及び幅										
(8)		物品の放置の状況										
(9)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況									
(10)			膜張力及びケーブル張力の状況									
(11)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る。)									
(12)			上部構造の可動の状況									
(13)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況									
(14)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況									
(15)			附帯金物の劣化及び損傷の状況									
(16)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況									
(17)			附帯金物の劣化及び損傷の状況									
(18)	自動回転ドア(都条例第8条の7の規定に適合するものであり、かつ、自動回転ドアとして通常使用している場合に限る。)	構造	併設する自動式引き戸及び駆け込み防止柵等の危険防止装置の設置の状況									
(19)		作動の状況	自動回転ドアの作動の状況									

その6

その他確認事項				
法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無		有（ 階）		無
改善予定状況等				
番号	調査項目		改善策の具体的内容又は改善できない理由	改善(予定)年月
	中項目	小項目		

注

- この書類は、特定建築物等ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 都条例とは、東京都建築安全条例のことをいう。
- 「当該調査に関与した調査者」欄は、小平市建築基準法施行細則別記様式第20号第1面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- 「適用の有無」欄は、該当する調査項目について○印を記入してください。
- 「調査結果等」欄は、別表(ア)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- 「調査結果等」欄のうち「要是正」欄は、別表(ア)欄に掲げる調査項目について(ウ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「調査結果等」欄のうち「特記事項」欄は、別表(ア)欄に掲げる調査項目について、要是正の指摘がない場合でも特記すべき事項がある場合に、○印を記入してください。
- 「調査結果等」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥又は⑦いずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- 「調査結果等」欄のうち「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「調査結果等」欄のうち「要是正事項(既存不適格を含む。）」又は「特記事項の具体的内容」欄は、当該調査項目について「要是正」又は「特記事項」欄に○印を記入した場合に、その具体的内容を記入してください。
- 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- 「改善予定状況等」欄は、調査の結果、要是正の指摘又は特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容又は改善できない理由」欄にその内容を記入するとともに、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。また、改善できない理由がある場合には「改善策の具体的内容又は改善できない理由」欄にその内容を記入してください。
- 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む。)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- 要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。
- 付近見取図を添付してください。

別添 1

調 査 結 果 図

注 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。	番号	調査項目
	1	敷地及び地盤
	(1)	地盤
	(2)	敷地
	(3) から (5) まで	敷地内の通路等
	(6) 及び (7)	共同住宅等の主要な出入り口からの通路等
	(8) から (10) まで	窓先空地及び屋外通路
	(11) 及び (12)	塀
	(13) 及び (14)	擁壁
	(15)	がけ
	(16) 及び (17)	敷地に直接設置した広告塔及び広告板
	2	建築物の外部
	(1) 及び (2)	基礎
	(3) 及び (4)	土台（木造に限る。）
	(5) から (18) まで	外壁
	3	屋上及び屋根
	(1)	屋上面
	(2) から (5) まで	屋上周り（屋上面を除く。）
	(6) 及び (7)	屋根
	(8) 及び (9)	機器及び工作物（冷却塔設備等）
	4	建築物の内部
	(1) から (6) まで	防火区画
	(7) から (17) まで	壁の室内に面する部分
	(18) から (23) まで	床
	(24) から (26) まで	天井
	(27) から (34) まで	防火設備又は戸
	(35) 及び (36)	照明器具、懸垂物等
	(37) 及び (38)	警報設備
	(39) から (44) まで	居室の採光及び換気
	(45) から (48) まで	石綿等を添加した建築材料
	5	避難施設等
	(1)	令第 1 2 0 条第 2 項に規定する通路等
	(2) から (4) まで	廊下
	(5) 及び (6)	出入口等
	(7)	屋上広場
	(8) から (12) まで	避難上有効なバルコニー
	(13) から (25) まで	階段
	(26) から (31) まで	排煙設備等
	(32) から (42) まで	その他の設備等
	6	その他
	(1) から (8) まで	地下街等
	(9) から (12) まで	特殊な構造等
	(13)	避雷設備
	(14) から (17) まで	煙突
	(18) 及び (19)	自動回転ドア